

第4号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中

「

円 12,900	円 13,700	円 14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」

を

「

円 13,340	円 14,170	円 15,000
11,670	12,500	13,340
10,000	10,840	11,670

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(令和8年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(令和8年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。

(1) 非常勤消防団員の補償基礎額表を次のように改めること。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	13,340 12,900	14,170 13,700	15,000 14,500
分団長及び副分団長	11,670 11,300	12,500 12,100	13,340 12,900
部長、班長及び団員	10,000 9,700	10,840 10,500	11,670 11,300

上段：改正後
下段：改正前

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うこと。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

3 この条例は、公布の日から施行すること。